



(第2条関係)

公文書公開請求書

令和5年8月1日

請求先 小田原市長様

郵便番号 250-0055

住所 小田原市入野2284-1
地自治体オックスン県西松茂マニ

氏名 代表 (岡崎 克人)
(法人その他の団体にあつては、事務所等の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号

小田原市情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり請求します。

公開請求に係る 公文書の内容	デジタルスタンプラリー制作業務に 関する以下の資料。 ●1次審査の得点やどのように決定 したのか、審査過程、採点理由 の詳細がわかる資料。
希望する公開の 方法	☐ 閲覧、聴取又は視聴を請求します。 ☒ 写し又は複写をしたものの交付を請求します。 (☐ 郵送を希望します。)
担 当 部 課 等	観光課 電話 33-1521
諸 否 決 定 期 限	令和 5 年 8 月 16 日
備 考	

注

- 太線内のみ記入し、□のある欄には、該当する□内にレ印を記入してください。
- 公開請求に係る公文書の内容の欄は、公開の請求に係る特定の公文書が分かるように、公文書の件名又は知りたいと思う事項の概要を具体的に記入してください。
- 諸否決定期限は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、延長する場合があります。

様式第 5 号（第 3 条関係）

公文書不存在決定通知書	
小田原市指令第 499 号 令和 5 年 8 月 16 日	
地方自治ウォッチャーズ ～県西オンブズマン～ 代表 岡崎 克人 様	
小田原市長 守屋 輝彦 印	
令和 5 年 8 月 1 日に公開請求のありました公文書については、次の理由により保有しておらず、公文書不存在と決定しましたので、小田原市情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により通知します。 なお、この決定に不服がある場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に小田原市長に対して審査請求をすることができます。 また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、小田原市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません。	
公開請求に係る 公文書の内容	デジタルスタンプラリー制作等業務に関する次の書類 ・ 1 次審査の審査過程（議事録）資料
公文書を保有し ていない理由	1 次審査における議事録を作成していないため。
新たに作成し、 又は取得すること により公開する ことができる 時期	
担 当 部 課 等	経済部観光課観光振興係 電話 0465-33-1521
備 考	

注 新たに作成し、又は取得することにより公開することができる時期の欄は、あらかじめ時期を明示することができるときに、記入してあります。